

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

横浜市市庁舎植栽育成業務委託

2 業務の内容

別添業務説明資料のとおり

3 参加の条件

- (1) 参加者は、単独の法人（団体）とします。
- (2) 参加者は参加意向申出書提出の時点で令和元、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）へ掲載されている者で、かつ次の条件をすべて満たす者とします。
 - ア 営業種目：「公園緑地等管理」を第1位に登録している者で、細目：「除草、樹木の剪定」および「花壇、鉢物管理」に登録している者。
 - イ 格付等級：「公園緑地等管理：A」
 - ウ 所在地区分：市内
 - エ 配置予定現場責任者：公園緑地等維持業務共通仕様書（平成31年1月版）に規定する者。
本委託では、配置予定現場責任者の兼任は認めません。
- (3) 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。

4 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱（平成31年4月1日）の規定による停止措置を受けている者。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成24年9月25日）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成30年7月1日）第23条第1項又は第2項に違反している者。
- (6) 横浜市税（個人市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

- (7) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

5 参加意向申出書の提出

本要領等に基づきプロポーザル提出の意思について、次により提出をお願い致します。

- (1) 提出期限 **令和元年12月6日(金) 午前12時00分(正午)まで(必着)**
- (2) 提出先 横浜市環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当 担当 小野澤、内田、加藤
〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22(関内中央ビル7F)
(電話番号) 045-671-3648
- (3) 提出方法 **持参**(市役所閉庁日を除き、午前8時45分～午後5時15分の間に提出してください。)
- (4) 提出書類
 - ・参加意向申出書(様式1)
 - ・誓約書(要領1)

※書類内容について不明な点などがある場合、市役所担当より応募者へ問合せを行う場合があります。
- (5) 提出部数 1部

6 提案資格確認結果の通知・プロポーザル関係書類提出要請書の送付

市は、参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たす者であるかを確認し12月13日(金)までに、提案資格確認結果通知書(様式2)を電子メールにて送付します。あわせて、提案資格を有する者にはプロポーザル関係書類提出要請書(様式6)を電子メールにて送付します。(着信確認の返信を行ってください。)

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

7 質問書(要領2-1)の提出

提案資格を有する者で本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書(要領2-1)の提出をすることができます。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に回答書(要領2-2)を電子メールにて送付します。(着信確認の返信を行ってください。)

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 **令和元年12月20日(金) 午前12時00分(正午)まで(必着)**
- (2) 提出先 5(2)と同じ(電子メール) ks-toshinbu@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法 **電子メール**(word形式で添付してください。また、着信確認を行ってください。)
- (4) 回答日 令和元年12月27日(金)電子メールによります。
(着信確認の返信を行ってください。)

- (5) その他 電話等での問い合わせには応じませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

8 提案書の提出

提出期間 令和2年1月6日(月)9時から1月16日(木)午前12時00分(正午)まで(必着)

- (2) 提出先 5(2)と同じ
- (3) 提出方法 5(3)と同じ
- (4) 提出書類 提案書(様式5、要領3~10)
令和2年度参考見積書(様式自由、内訳書含む)
- (5) 提出部数 印刷物:2部
電子データ:1部 CD-R等(提案書はワード形式のまま提出すること。PDF不可。)
- (6) その他 所定の様式以外の書類については受理しません。
- (7) 申込者が5者以上の場合には提案書にて書類選考を行い、最大4者を対象にヒアリングを行います。

書類選考によりヒアリングの対象として特定されなかったものについては、令和2年1月28日(火)までに書類選考結果通知書(様式7-1)を電子メールにて送付します。(着信確認の返信を行ってください。)

書類選考で特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出さきまで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

書類選考は、ヒアリングと同じ評価基準を用いて評価を行います。

9 提案書の内容

- (1) 提案書は、次の項目に関する事項を所定の様式に記載してください。

- ア 提案書(様式5)
- イ 参加者の概要(要領3)
- ウ 業務の体系と考え方(要領4)
- エ 業務実施体制(要領5)
- オ 配置予定現場責任者・担当技術者の概要(要領6)
- カ 業務実施方針(要領7・A3用紙1枚で提出)
- キ 植物育成計画(要領8)
- ク 実績の取りまとめと管理への活用方法(要領9)
- ケ 来庁者へ配慮した安全対策、工程計画と動員体制(要領10・A3用紙1枚で提出)

- (2) 用紙の大きさはA4版縦とします(ただし要領7、10はA3横とします)。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案書の記載は文章での表現とし、図表等の使用は各様式に記載のとおりです。

イ 文字は注記等を除き原則として 10.5 ポイント以上の大きさとしてください。

ウ 多色刷りは不可とします(要領 7、10 は多色刷り可)。評価のため複写しますので、見易さに配慮してください。

エ 各種様式の変更や行の追加等はできません。

(4) 提案内容は電子データでも提出してください。CD-R等を用いウイルスチェック済とし、書式のまま提出してください。PDF処理は不可とします。

10 ヒアリング

プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行いません。

(1) 実施日時 **令和 2 年 2 月 13 日 (木) (予定)**

時間及び場所等詳細についてはヒアリング前に別途お知らせします。

(2) 実施場所 横浜市中区関内駅周辺を予定

(3) 出席者 配置予定現場責任者を含む 3 名以下としてください。

(4) 内容 既に提出している提案書にもとづいて提案内容を説明してください。なお以下に規定する資料を別途説明資料として使用することを可とします。以下に規定する資料以外は使用できません。

ヒアリングの時間は、質疑応答などを含め、15 分程度を想定しています。

(5) 説明資料 A 3 用紙 1 枚片面。レイアウト自由、着色可、写真・イラスト・図面等の使用も可とします。**既に提出されている提案書の内容を変更することはできません。会社名の記載や会社名が特定されるような表現は控えてください。記載があった場合は事務局で黒塗りします。**

説明資料は事前の提出が必要です。

(6) 説明資料提出期限 **令和 2 年 2 月 7 日 (金) 午前 12 時 00 分 (正午) まで**

(7) 説明資料提出先 5 (2) と同じ

(8) 説明資料提出方法 5 (3) と同じ

(9) 提出部数 紙 : 10 部

電子データ : 1 部 CD-R 等 (PDF 形式)

11 審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

| | | |
|----------|--|--|
| 名 称 | 環境創造局第一指名業者選定委員会 | 横浜市市庁舎植栽育成業務委託に係る プロポーザル評価委員会 |
| 所掌 事務 | プロポーザルの実施、受託候補者の特 定に関する事 | プロポーザルの評価に関する事 |
| 委 員 | 環境創造局 環境創造局長 総務部長 政策調整部長 環境保全部長 みどりアップ推進部長 下水道施設部長 下水道管路部長 公園緑地部長 経理経営課長 技術監理課長 財政局公共施設・事業調整課長 財政局契約第二課長 | 環境創造局 みどりアップ推進部長 公園緑地部長 技術監理課長 南部公園緑地事務所担当課長 総務局 管理課管理調整担当課長 建築局 施設整備課新市庁舎整備担当課長 |

12 評価項目

| 評価事項 | 評価項目 | 評価の視点 |
|--------|------------------------|--|
| 業務実施体制 | 業務の体系と考え方 | 本業務の特徴を理解し、人員配置や役割分担等が総合的に整っており、実行性の高い業務体制となっているか ワーク・ライフ・バランスに関する取組（※1）、障害者雇用に関する取組（※2）がされているか |
| | 業務実施体制 | 業務遂行に必要な人員体制が確保されているか |
| 業務実績 | 企業の実績 | 自社・協力企業がバラ園管理等の類似業務の実績を有しているか |
| | 現場責任者・担当技術者の実績 | 本業務と関連した業務経歴の長さ、庭園育成関連業務の実績等を有しているか |
| 提案内容 | 業務実施方針 | 市庁舎植栽の重要性・特徴をふまえ、3年間を見通した業務実施方針及びコストの圧縮や創意工夫を持った提案となっているか 各植栽の特徴、植物の種類や配置状況などをふまえながら草花の植替えについて効果的な演出に関する提案や育成上の配慮や創意工夫があるか（絵・写真・図表を用いて多角的に表現されているか） |
| | 植物育成計画 | 地上部植栽、壁面緑化、屋上緑化において、各植栽の課題を的確に整理し、重点的に取り組む点や工夫点について優れた提案がされているか バラや多年草の育成作業にあたり重要と考える点や工夫について優れた提案がされているか |
| | 実績の取りまとめと管理への活用方法 | 植物の生育状況や管理方法等についての記録をとりまとめ、今後の管理への活用する具体的かつ効果的な提案がされているか |
| | 来庁者への配慮や安全対策、工程計画と動員体制 | 来庁者へ配慮や安全対策が考えられているか 工程計画や動員体制が工夫されているか 災害時における対応が十分に検討されているか |

※1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組とは女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用推進法に基づく行動計画の策定や認定の取得のほか、本市の制度である「よこはまグッドバランス賞」の認定取得等があります。

※2 障害者雇用に関する取組とは障害者雇用推進法に基づく法定雇用率の達成のことを指しています。

※3 申込者が5者以上の場合に行う書類選考についても本評価基準により評価を行います。

13 評価結果の通知および評価方法

- (1) ヒアリング実施後、令和2年3月上旬頃に、ヒアリング参加者に対して評価結果通知書（様式7-2）を電子メールにて送付します。（着信確認の返信を行ってください。）
- (2) ヒアリングで特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出さきまで提出しなければなりません。
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。
- (3) 評価は提案書及びヒアリングを評価対象とします。
- (4) 評価委員会は非公開とします。

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は参加者の負担とします。
- (2) 無効となるプロポーザル
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 指定された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
 - ク ヒアリングに出席しなかった者。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) 提案書の取扱い
 - ア 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
 - イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
 - エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - オ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

カ 提出された書類は、返却しません。

(6) その他

ア 提案書に記載した配置予定の現場責任者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ 提案書は受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

オ 特定されたプロポーザルを提出した参加者とは、後日、特定された提案書等に基づき、業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

カ 本委託は概算契約となります。

キ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとしします。また、受託候補者として選定されている場合は次順位の者と手続を行います。

ク 概算業務価格（上限）は以下のとおりです。なお、提案書提出時には提案書に基づいた令和2年度の参考見積書（様式自由、内訳書含む）を提出してください。

概算業務価格（上限）

令和2年度 約40,000千円（税込）

（令和4年度までの3か年の総事業費は約120,000千円（税込）を想定）

なお、業務価格は各年度において、当該年度の予算が横浜市議会において議決されることを条件とします。予算の議決がされないときは、成立しません。

ケ 令和2年度の業務期間中に定期的に実施する評価において特段の支障がない場合は、令和3年度の業務を本プロポーザルの受託者に随意契約する予定です。令和4年度においても同様とします。